

牛久市デジタルサイネージ広告掲載に関する告示

令和 8年 3月24日  
告示第 47号

(趣旨)

第1条 この告示は、牛久市広告掲載に関する規則（平成30年規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が管理運営するデジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）に企業等が広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載順序)

第2条 広告を掲載する順序は市長が指定する。

2 市長は、掲載月の広告数に応じて公平性に配慮し広告の掲載順序を変更するものとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、当該年度内につき最長で12月まで掲載することができる。この場合において、複数の月を掲載する場合は、連続した月の掲載とする。

(広告の掲載時間)

第4条 広告は、午前7時から午後9時までの間に掲載するものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格、掲載料及びファイル形式等は、次の表のとおりとする。

ファイル	詳細	
	動画	静止画
掲載時間	1枠 30秒	

形式	wmv、mp4	PNG、JPG
サイズ	縦1080×横1920 (pixel)	4000×2250(pixel)以下
容量	50MB以内	
掲載料(月額・税込み)	市内事業者 10,000円/枠 市外事業者 20,000円/枠 ※市内事業者とは、市内に本社のある事業者を指す	

(広告掲載の申込み及び決定)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載を希望する月の2月前の月の15日までに、牛久市デジタルサイネージ広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、広告掲載の申込み期限を変更することができる。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、規則第11条第1項に規定する牛久市広告審査委員会（以下「広告審査委員会」という。）による審査を経て、広告掲載の可否を決定し、牛久市デジタルサイネージ広告掲載決定通知書（様式第2号）又は牛久市デジタルサイネージ広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 申込者は、広告原稿を前条に規定する規格等に従い、申込者の負担により作成のうえ、電子記録媒体により市長に提出するものとする。

4 前項に規定する広告原稿は、広告担当課と事前に協議のうえ作成するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 前条第2項の規定により広告掲載を可とされた申込者（以下「広告主」という。）は、市が発行する納入通知書により広告掲載前の指定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告募集数を超えた場合の掲載順位)

第8条 市長は、申込者の数が募集数を超えたときは、次に掲げる順位に従い掲載を決定するものとする。

- (1) 公社、公団、公益法人その他これに類するもの
- (2) 公益的な事業を行う企業で、市内に事務所を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の企業又は自営業者で、市内に事業所を有するもの
- (4) その他広告審査委員会の決定によるもの

(広告掲載の更新)

第9条 広告掲載は、これを更新することができる。

- 2 広告掲載の更新を希望する広告主は、広告の掲載が終了する月の2月前の月の15日までに、牛久市デジタルサイネージ広告掲載更新申請書(様式第4号)に広告掲載の更新を希望する広告主の負担により作成した広告原稿を添えて市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の申請があった場合には、広告審査委員会による審査を経て、広告掲載の更新の可否を決定し、その結果を牛久市デジタルサイネージ広告掲載更新決定通知書(様式第5号)又は牛久市デジタルサイネージ広告掲載非更新決定通知書(様式第6号)により、同項の申請をした広告主に通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の申請があった場合において、更新を希望する広告の掲載内容が従前と同一であるとき(軽微な変更があるときを含む。)は、市長は、広告審査委員会による審査を経ずに広告掲載の更新を決定し、牛久市デジタルサイネージ広告掲載更新決定通知書により、当該申請をした広告主に通知することができる。

(広告掲載料の返還)

第10条 市長は、広告掲載を決定した後において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載をしない掲載決定月数に、月単位の掲載料を乗じた額とする。
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告内容の変更)

第11条 広告主は、掲載した広告の内容を変更しようとするときは、牛久市デジ

タルサイネージ広告掲載内容変更申請書（様式第7号）に、広告主の負担により作成した広告の変更案を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、掲載した広告の内容の変更については、第6条第3項及び第4項の規定の例による。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、規則第12条の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、牛久市デジタルサイネージ広告掲載決定取消通知書（様式第8号）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載の中止）

第13条 広告主は、規則第13条第1項の規定により広告掲載を中止しようとするときは、牛久市デジタルサイネージ広告掲載中止申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかに中止の可否を決定し、牛久市デジタルサイネージ広告掲載中止承認通知書（様式第10号）又は牛久市デジタルサイネージ広告掲載中止不承認通知書（様式第11号）を当該広告主に通知するものとする。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。